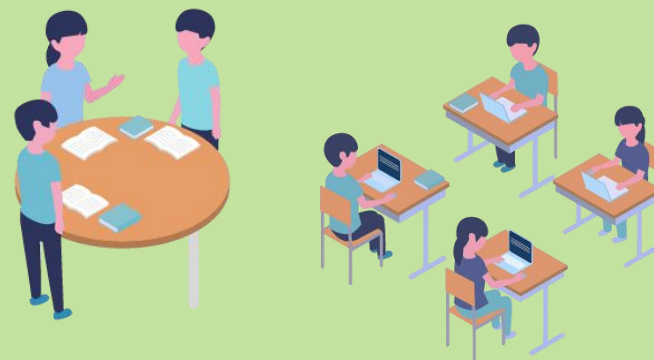


行田市義務教育学校設置 に向けた再編計画

〈骨子編〉

(案)

行田市教育委員会



はじめに

- 少子高齢化の進展、地球温暖化を起因とする異常気象の発生、AI(人工知能)をはじめとするデジタル技術の急速な進化など、人類がこれまでに経験したことのないスピードで社会は劇的に変化し、私たちは将来の予測が極めて困難な時代に直面しています。
- これまでの常識やマニュアルだけを頼りにして活躍することが難しい状況の中、子どもたちが将来、社会の一員として豊かな人生を過ごしていくためには、社会の変化を的確に認識し、直面する課題を柔軟な発想で解決する力を身に付けていくことが求められます。
- こうした新時代の「生きる力」を育むためには、身に付けた知識や技能を定着させるとともに、子どもたちが多様な人と関わり、互いに尊重し合いながら、対話や議論を通じて思考を広げ、深めていくことが重要です。
- そのため、行田市では一定規模の集団の中で共に学び、共に競争することが教育環境の充実につながり、そのことが子どもたちの成長に欠かせないという考えのもと、平成31年3月に「行田市公立学校適正規模・適正配置の基本方針及び再編成計画」(以下「再編成計画」という。)を策定し、再編対象校の保護者や地域の皆様との対話を通じて、喫緊の課題であった小学校における複式学級を解消・回避することができました。
- 一方、義務教育9年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育活動である小中一貫教育を推進していくことを再編成計画に位置付け、見沼中学校区における施設一体型の義務教育学校の設立を目指していましたが、保護者をはじめ地域住民や学校関係者の皆様に十分に考えを伝えることができず、小中一貫教育の良さを最大限引き出すことができる理想の学校づくりの実現に至っていません。
- これに加え、当初の計画から想定を超えるスピードで児童生徒数が減少し、適正規模を満たさない学校が小中学校共に半数を超えている状況を踏まえると、このままでは様々な教育活動に支障が生じる恐れがあると判断したことから、再編成計画を様々な視点・角度から見直し、状況の変化に即した新たな計画の策定に向けて着手することとしました。
- 「20年後の2043年度を見据えた上で持続可能な学校を新たに創る」そのためには、保護者、地域住民、教職員をはじめとする学校関係者の皆様の理解と協力が不可欠であり、ビジョンを共有しながら同じベクトルで歩みを進めていくことがとても重要となります。学校の主役である「こどもまんなか」の視点に立って、皆様と一緒に考え、様々な知恵を出し合い、そして、魅力的で希望に満ちた新たな学校を創る。私たち教育委員会は、こうした強い信念を持って皆様と共に学校再編に取り組んでまいります。

第1章 計画の見直しに当たって

1 骨子編の趣旨

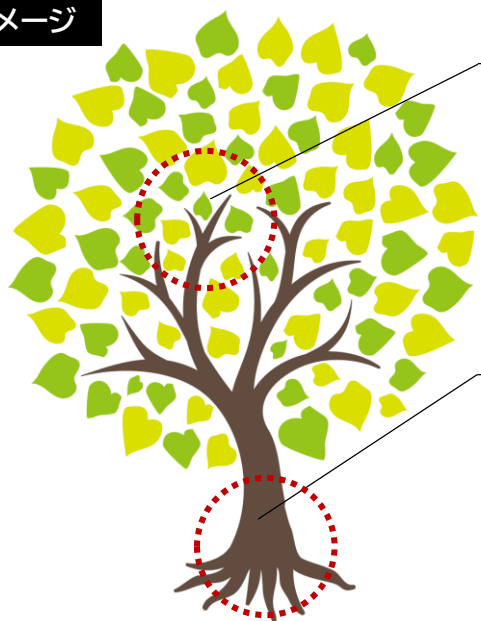
本市では、子どもたちのより良い学習環境を確保するため、再編成計画に掲げた取組みを推進したことにより、長年の課題であった小学校における複式学級を解消・回避することができました。しかしながら、依然として学年によってクラス替えができない小規模校が少なからず存在していることも事実です。

再編成計画では、今後、再編成を行っていく目安を校舎の建て替え年度としていますが、想定を超えるスピードで本市の児童生徒数が減少し、学校施設も著しく老朽化している現状を踏まえると、再編成の歩みを止めることなく、むしろ取組みを加速させていく必要があります。そのため、再編成計画を抜本的に見直すこととしました。

今回新たに作成した「行田市義務教育学校設置に向けた再編計画＜骨子編＞（案）」（以下「骨子編」という。）は、子どもたちの資質・能力を最大限伸ばすことができる環境を整えるため、義務教育学校を全市的に設置するというものであり、今後概ね10年間における再編の方向性と将来を導く羅針盤となります。樹木で例えるなら「幹」の部分であり、「学校再編に当たっての基本的な考え方」、「再編後の学校数」、「学校の組み合わせ」等を示しています。

なお、枝葉の部分となる「再編後の学校の位置」、「使用する学校（既存か新設か）」、「新たな学校開設までの具体的なスケジュール」等については、今後、保護者、地域住民、学校関係者の皆様と合意形成を図りながら、個別計画の中で示していきます。

計画全体のイメージ



行田市義務教育学校設置に向けた再編計画
（個別計画で定めます）

- ・再編後の学校の位置
- ・使用する学校（既存か新設か）
- ・新校開校までのスケジュール など

今回策定を目指す計画

行田市義務教育学校設置に向けた再編計画
＜骨子編＞

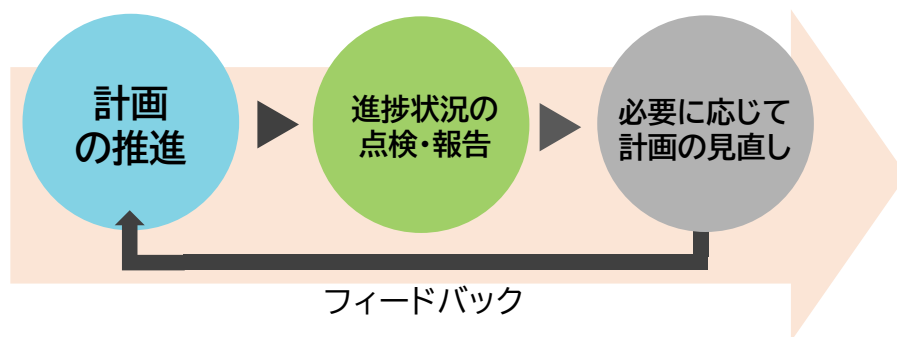
- ・学校再編に当たっての基本的な考え方
- ・再編後の学校数
- ・再編対象校の組み合わせ など

2 計画期間

将来ビジョンとして、「20年先である2043年度も持続可能な学校」を掲げます。

このあるべき姿を実現するため、骨子編に基づく取組期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

なお、児童生徒数の推移、社会情勢の変化、取組みの進捗状況に応じて、適宜、計画内容の見直しを行います。そのため、定期的に「総合教育会議」や「行田市公立学校通学区域等審議会」において再編に向けた進捗について点検及び報告を行います。



〈定期開催〉
「総合教育会議」や
「公立学校通学区域
等審議会」等で点検・
報告

おおまかなスケジュール

令和5年度

- 骨子編(案)作成

令和6年度

- 骨子編策定
- 個別計画(案)作成*

令和7年度
～16年度

- 個別計画策定
- 準備期間*を経て新校開校



* 個別計画(案)の作成や新校開校に関する準備に当たっては、保護者、地域住民、学校関係者の皆様に参画いただく予定です(第5章参照)。

第2章 計画見直しの背景

1 学校現場における課題

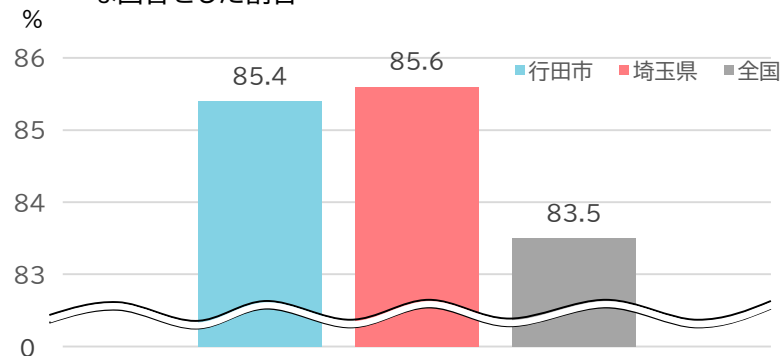
○小学校では学級担任制により、学級を中心とした教育活動を実施していますが、高学年段階においては、子どもの心身の発達の早期化による自己肯定感の低下や学習面でのつまずきが顕在化し、学校生活における満足度について肯定的な考えを持つ児童が少なくなる傾向にあります。本市でも同様の傾向が見られ、全国学力・学習状況調査結果によると、学力の伸びと相関関係が高い自己効力感に関する質問に対して、肯定的な回答をする児童の割合が埼玉県全体の数値よりも若干低くなっています(図1参照)。

○また、中学校では教科担任制による教育活動を実施しており、小学校における教育活動との間に大きな違いが存在していることから、小学校段階から中学校段階に上がる過程において、子どもたちは極めて大きな環境の変化を経験しています。

○こうした小学校と中学校との教育活動の差異や小学校段階からの学習面でのつまずきの蓄積、さらには小学校段階では顕在化していなかった人間関係の課題など様々な事情と相まって、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象が起こり、不登校生徒などが中学1年生になったときに大幅に増える傾向にあり、本市においても例外ではありません(図2参照)。

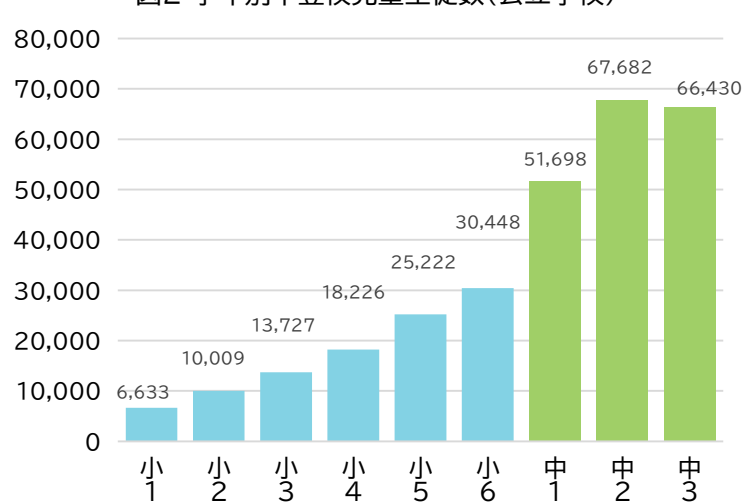
○これらに加え、複雑な家庭環境で育つ子どもや特別な配慮が必要な児童生徒の増加など、学校が抱える課題は多様化・複雑化しており、一人一人の教員の努力や学年単位での努力、学校単位の努力だけでは十分な対応が困難な状態となっています。

図1「自分にはよいところがあると思う」という質問に肯定的な回答をした割合



〈出典〉令和5年度 全国学力・学習状況調査
調査対象: 小学6年生 調査実施日: 令和5年4月18日

図2 学年別不登校児童生徒数(公立学校)



〈出典〉令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について(文部科学省)

2 広がりをもせつつある小中一貫教育

○ 様々な課題を抱えている状況下においても、学校教育の中で子どもたちの「生き抜く力」を育成し、「アイデンティティ」を確立させていくために、教員が小中学校の垣根を越えて指導力を高め合い、中学校段階への接続を円滑化させるような教育活動を展開していくことが求められるようになりました。

○ このような背景から、小中一貫教育の取組みが徐々に広がりを見せ、平成28年4月1日には改正学校教育法が施行され、9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の形として「義務教育学校」の設置が可能となり、小中一貫教育が制度として全国的に開始されるようになりました。その後、文部科学省が実施した小中一貫教育の導入状況調査結果によると、実施校のほとんどが顕著な成果を認識しています(図3、図4及び参考資料1参照)。

図3 小中一貫校(小学校・中学校)数 ※国立・公立・私立の合計

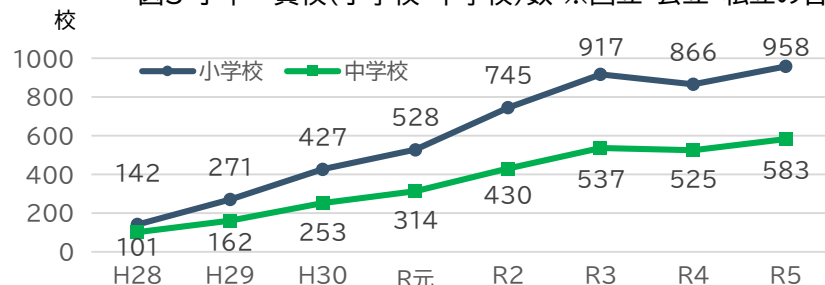
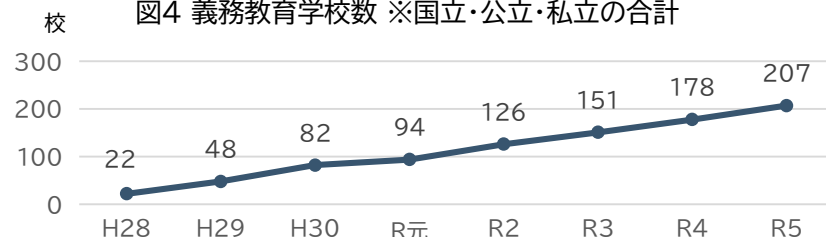


図4 義務教育学校数 ※国立・公立・私立の合計

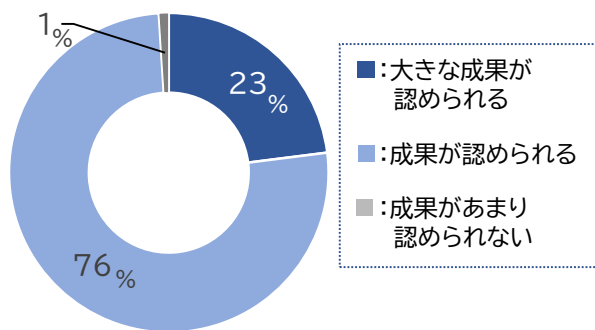


〈出典〉図3及び図4共に学校基本調査(文部科学省)

参考資料1

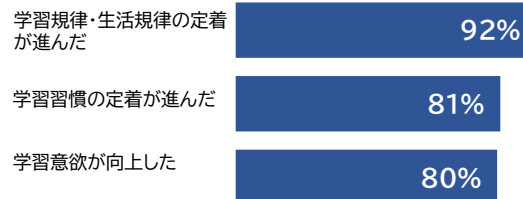
小中一貫教育の成果

1 小中一貫教育の総合的な評価



小中一貫教育実施自治体:N=249

2 学習指導面



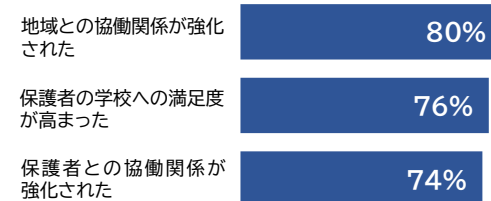
3 生徒指導面



4 教職員の協働面



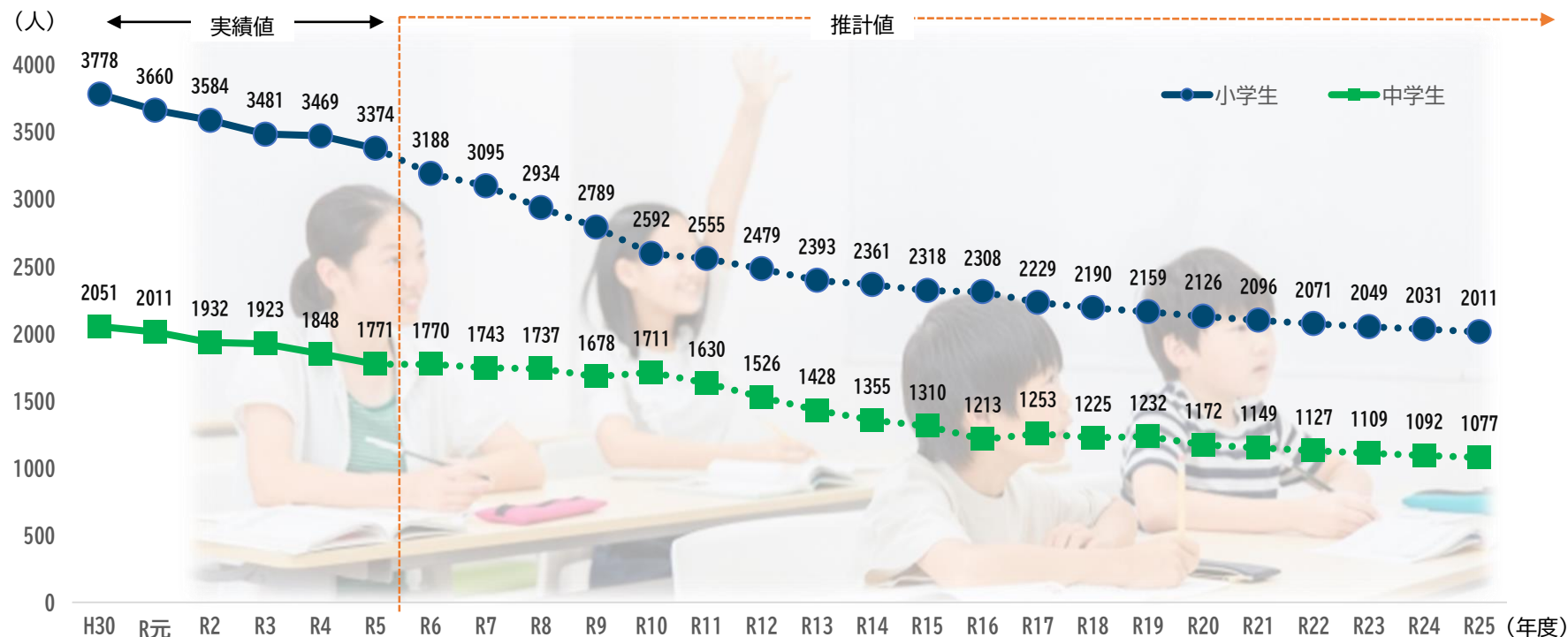
5 その他、学校運営面



〔出典〕小中一貫教育の導入状況調査(文部科学省) 調査時点:平成29年3月1日

3 児童生徒数の推移及び将来推計

- 再編成計画を策定した平成30年度から令和4年度までの5年間で、本市の小学生は約8%、中学生は約10%減少しています。
- こうした状況を踏まえ、改めてコーホート変化率法※1を用いて将来的な児童生徒数を推計しました。
- 小学校児童数は令和15年度には2,318人(約31%減)※2、令和25年度には2,011人(約40%減)※2となり、中学校生徒数は令和15年度には1,310人(約26%減)※2、令和25年度には1,077人(約39%減)※2となる見込みです。
- 現在の学校数を維持したまま上記に示したペースで児童生徒数が減少した場合、ほとんどの学校で適正規模の学級数を確保することが難しくなります(P11及びP12参照)。児童生徒数が少ない学校は「一人一人にきめ細かな指導が行いやすい」などのメリットがある一方、「クラス替えができない」、「切磋琢磨する教育活動ができない」、「集団の中で自己主張や他者を尊重する経験を積みにくい」など、多様な教育活動を実施する上で制約が生じていることから、一定の学校規模を確保することが必要です。

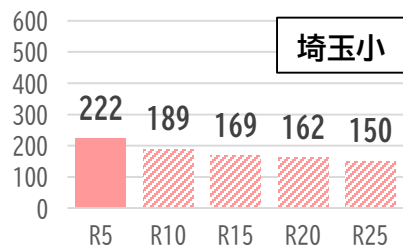


※1「コーホート」とは、同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指す。「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法【参考】令和5年度までは毎年5月1日時点の学校基本調査における人数

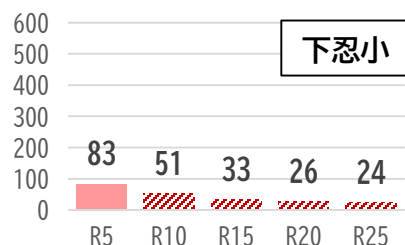
※2カッコ内の数値は、最新の実数値である令和5年度との比較

4 各小学校の児童数の将来推計及び学級数

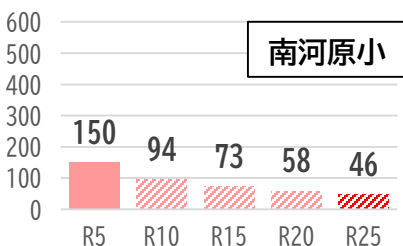
- 平成27年1月27日に文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」(以下「手引き」という。)では、小学校における望ましい学級数の考え方として、1学年2学級以上(12学級以上)あることが望ましいと示しています。
- 現時点で適正規模を維持している学校は、東小、西小、南小、北小、泉小、忍小の6校で、これ以外の学校は既に一部の学年でクラス替えができない、あるいは全学年でクラス替えができない規模となっています。
- さらに、20年後の令和25年度に12学級以上を維持できるのは、東小、西小、泉小の3校となる見込みです。
- なお、下忍小はこのまま推移すると、令和9年度から複式学級となる見込みです。



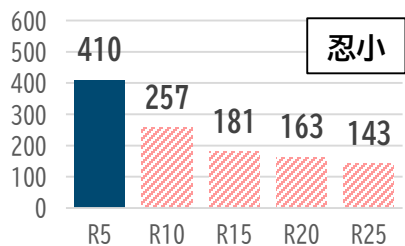
学級数	10	6	6	6	6
-----	----	---	---	---	---



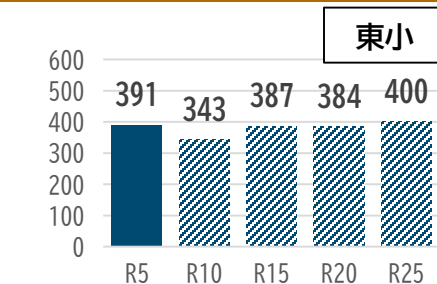
学級数	6	5	4	3	3
-----	---	---	---	---	---



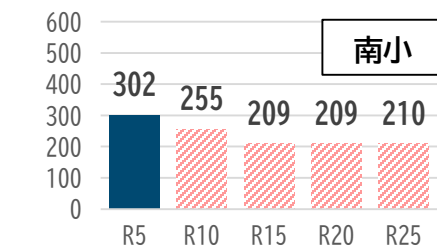
学級数	7	6	6	6	4
-----	---	---	---	---	---



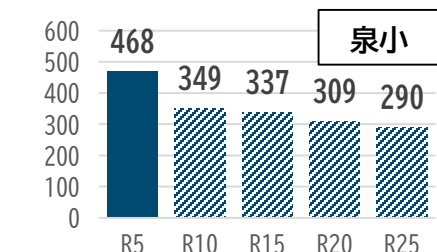
学級数	13	9	6	6	6
-----	----	---	---	---	---



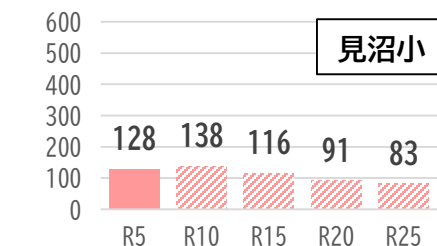
学級数	12	14	17	18	18
-----	----	----	----	----	----



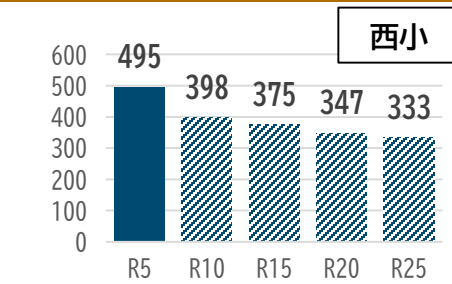
学級数	12	10	8	6	6
-----	----	----	---	---	---



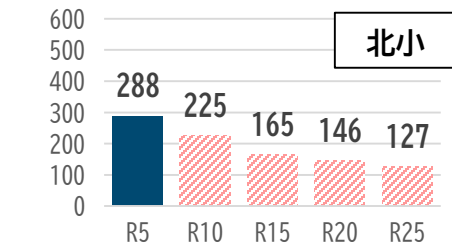
学級数	17	12	12	12	12
-----	----	----	----	----	----



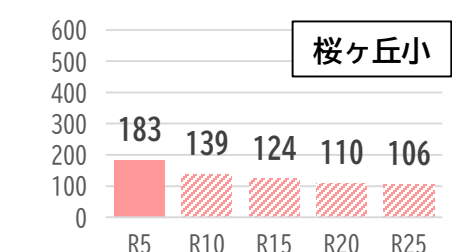
学級数	6	7	6	6	6
-----	---	---	---	---	---



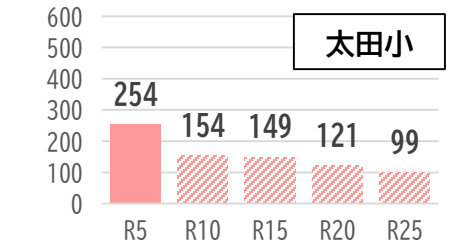
学級数	17	15	13	12	12
-----	----	----	----	----	----



学級数	12	9	6	6	6
-----	----	---	---	---	---



学級数	8	6	6	6	6
-----	---	---	---	---	---



学級数	10	6	6	6	6
-----	----	---	---	---	---

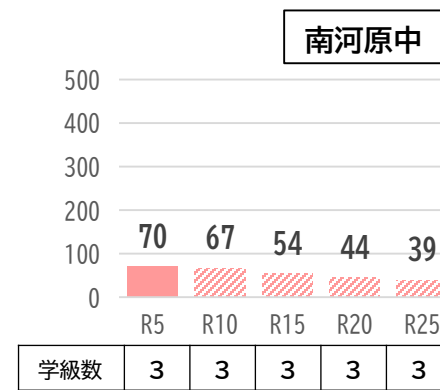
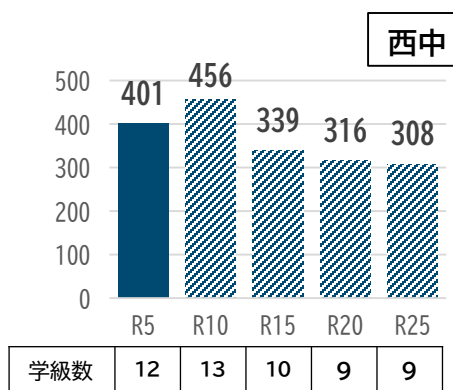
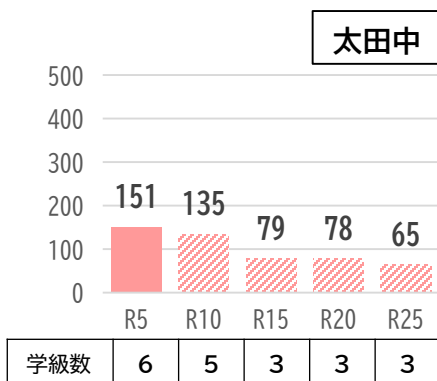
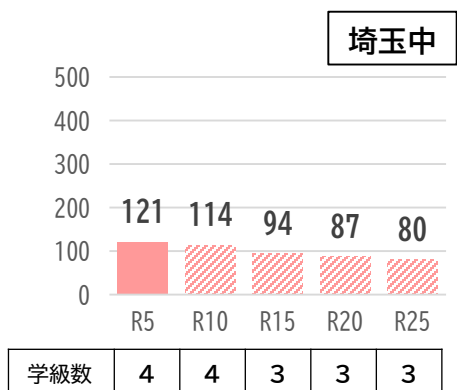
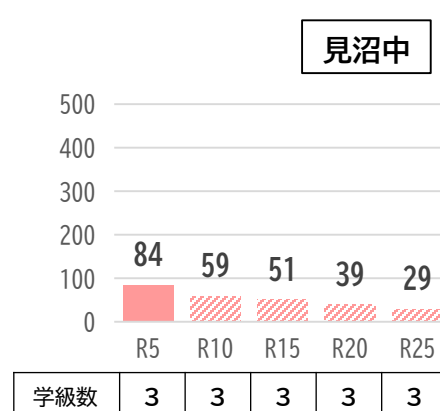
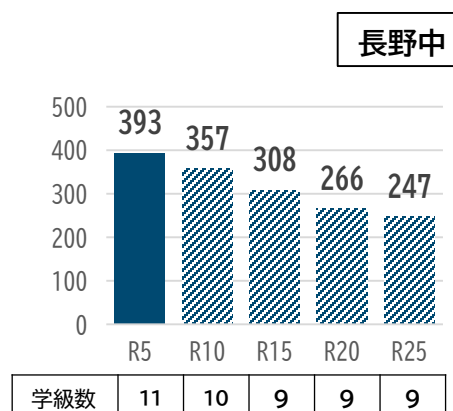
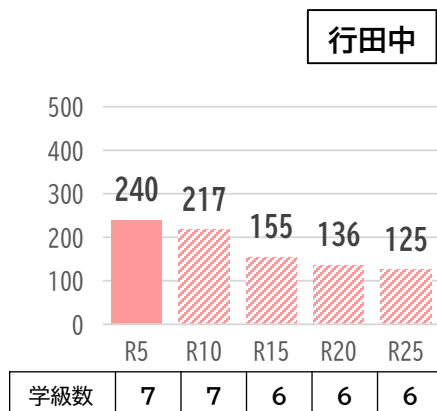
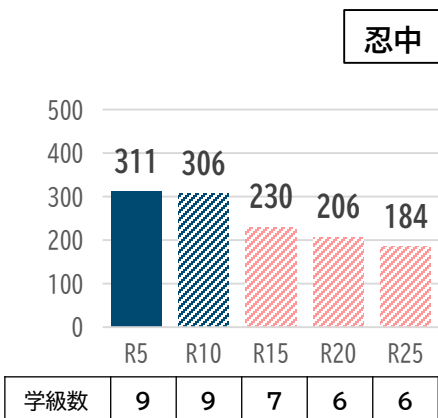
:12学級以上
 :11学級以下
 :複式学級

5 各中学校の生徒数の将来推計及び学級数

○「手引き」では、中学校はクラス替えを可能とする他、同学年に複数教員を配置する視点から少なくとも1学年2学級以上(6学級以上)が必要であり、全ての授業で教科担任による学習指導を行うためには、少なくとも9学級以上が望ましいと示しています。

○現時点で望ましい学級数(9学級以上)を維持している中学校は、忍中、長野中、西中の3校のみとなっており、見沼中、埼玉中、南河原中については、一部の学年または全学年でクラス替えができない規模となっています。

○なお、20年後の令和25年度に9学級以上を維持できる学校は、長野中、西中の2校のみとなる見込みです。



■ :9学級以上 ■ :8学級以下

6 教職員数が少なくなることによる課題

- 令和5年5月1日時点における各小中学校の教職員数は図5のとおりです。
- 各小中学校の教職員は、県の基準で算定した各校の学級数に応じて配置されます。そのため、学校が小規模になる(=学級数が少なくなる)に従って、配置される教職員数も少なくなります。
- その結果、小規模校では教育活動を実施する上で次のような制約が生じる恐れがあります。
 - ・ 経験年数、専門性、男女比等のバランスが取れた教員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
 - ・ 一人の教員が複数の校務分掌を掛け持ちすることが多くなるため、その処理に時間を要し、子どもに接する時間や教材研究を行う時間が制約される
 - ・ 小学校では同じ学年、中学校では同じ教科に複数の教員がいないため、指導方法などについて相談することができず、教員相互の連携や切磋琢磨の機会が少なくなり、指導力向上につながりにくい
 - ・ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる など
- 上記の他、小規模の中学校において、9教科分の県費教員を配置することができていないことが課題となっています。市では免許外指導を回避するため、教員の複数校併任や退職者等を非常勤講師として採用することにより対応していますが、常勤でないため、生徒が質問や相談をする機会が限られるなど、適正規模校と比べ教育機会に不均衡が生じています。

図5 各小中学校の教職員数(令和5年5月1日時点)

学校	県費			合計	【参考】会計年度任用職員	
	校長 教員*1	養護 教諭	事務 職員		県費	市費*2
東小	23	1	1	25	1	6
西小	27	1	1	29	1	9
南小*3	21	1	1	23	2	4
北小	18	1	1	20	1	4
埼玉小	13	1	1	15	1	6
下忍小	10	1	1	12	0	5
泉小	28	1	1	30	1	6
桜ヶ丘小	15	1	1	17	1	5
南河原小	13	1	1	15	0	3
忍小	24	1	1	26	0	3
見沼小	14	1	1	16	0	4
太田小	19	1	1	21	0	4
忍中	24	1	2	27	2	6
行田中*3	18	1	1	20	1	5
長野中	24	1	1	26	1	6
見沼中	13	1	1	15	2	5
埼玉中	13	1	1	15	3	4
太田中	18	1	1	20	1	5
西中	25	1	1	27	0	6
南河原中	13	1	1	15	2	5

*1 教頭、特別支援学級の教員を含む

*2 学力向上支援教員、外国語指導助手(ALT)など

*3 南小には栄養職員、行田中には栄養教諭がそれぞれ1名配置されている

7 部活動の状況

○部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の育成につながることから、生徒の多様な学びの場として、大切な役割を担っています。

○こうしたことから、本市では全中学校において部活動を実施していますが、右の表のとおり、学校によって部活動の種類に大きな隔たりが生じています。

○現在、部活動は主に教員が指導に当たっていますが、小規模校では配置される教員が少なくなるため、これに伴い、部活動の種類も限定されることとなります。そのため、全ての生徒の希望に沿えない状況となっています。

○また、「手引き」において示している望ましい学級数(9学級)を確保している学校においても、野球やサッカーなどの団体競技において必要な部員数が確保できず他校との合同チームを編成して試合に出場している状態です。これを考えると、今後存続が難しくなり、休止または廃止せざるを得ない部が増えていくことが予測されます。



■ :試合に必要な部員数が確保できていない状態
■ :部が存在しない状態

部員数は令和5年5月1日時点

	忍中	行田中	長野中	見沼中	埼玉中	太田中	西中	南河原中
陸上	33	46	54	0	2	14	58	0
野球	8	12	24	4	3	2	22	0
バレーボール	13	17	14	5	18	0	25	0
サッカー	12	15	20	0	0	18	6	5
バスケットボール	31	33	46	24	23	10	41	23
ソフトボール	0	0	14	0	0	0	0	0
ソフトテニス	55	0	57	28	0	49	67	0
卓球	34	31	39	0	51	0	51	23
剣道	20	0	14	0	0	13	18	0
柔道	0	0	0	0	0	0	18	0
バドミントン	18	24	0	0	0	24	17	14
テニス	0	24	0	0	0	0	0	0
吹奏楽	14	—	23	—	—	—	18	—
美術	18	19	32	14	—	17	37	—
その他の文化部※3	42	16	25	22	15	—	—	—

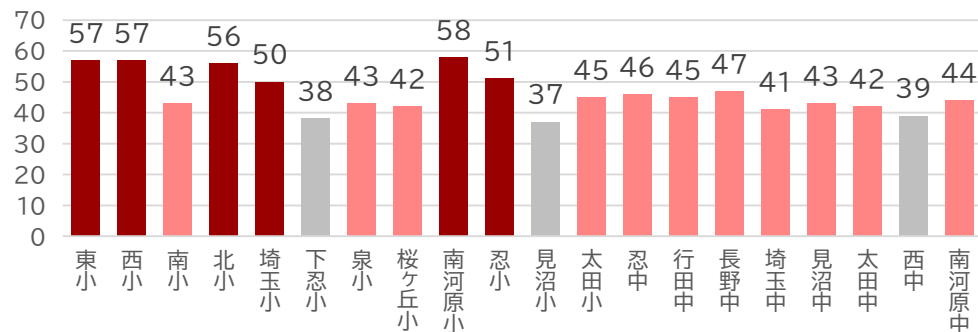
※3 忍中:情報技術部、行田中:生活科学部、長野中:英語部、科学部、見沼中:合唱部、埼玉中:情報技術部

8 学校施設の状況及び維持管理費

- 本市の小中学校の校舎は、耐震改修が完了していますが、図6のとおり、全ての学校が築30年以上を経過（下忍小、見沼小、西中以外の学校は築40年以上経過）しており、その多くは建設後に大規模改修工事を実施できていないことから、外壁等の劣化が進んでいます。
- また、電気設備、給排水・衛生設備、空調・換気・排煙設備に関しても頻繁に不具合が生じるなど、学校施設の老朽化が著しく進んでいる状態です。
- こうした課題に対応しつつ、安定的に学校運営ができるよう適正に維持管理を行っていくためには、図7のとおり多大な費用が必要となりますが、限られた財源の中で、現在の20校全てを今後も存続させた場合、充実した教育環境を継続的に維持できない可能性もあります。

(年)

図6 小中学校の校舎の経過年数



〈参考〉行田市公共施設マネジメント計画より学校教育系施設を抜粋し、時点更新

図7 過去3年間(令和2年度～4年度)の平均の維持管理費 ※人件費を除く

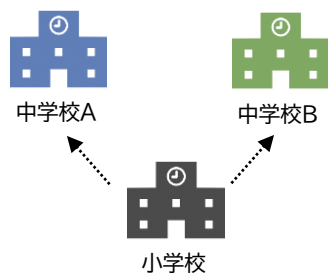


〈参考〉行田市公共施設カルテ

9 通学区域の状況

- 本市の通学区域は、地理的要件や通学時の安全面を重視して定めており、長年、1つの小学校から複数の中学校へ進学する分散進学となっている区域や同一地域(単位自治会)内で児童生徒が複数の学校に通学している区域があります(図8、図9参照)。
- 今後、小中一貫教育や地域との協働による学校づくりを推進していくためには、小中学校間や学校と地域とのより円滑で密接な連携が必要不可欠となります。そのため、こうした状況を見直す必要があります。

図8 分散進学のイメージ



小学校	進学先	
東小	長野中	行田中
西小	西中	忍中
南小	行田中	忍中
北小	長野中	見沼中

図9 同一地域内で複数の学校に通学しているケース(イメージ)



自治会	通学する学校		
二旭	東小	忍小	—
	行田中	忍中	—
向友会	東小	南小	忍小
	行田中	忍中	—
富士見中央 田幡会 林区	東小	桜ヶ丘小	—

第3章 学校再編を進める上での基本方針

キーコンセプト

子どもたちのウェルビーイングを向上させる学校再編へ ～皆さんと一緒に今こそRE・START～

- 令和5年6月16日に、国が策定する教育に関する総合計画である第4期教育振興基本計画(計画期間:令和5年度～令和9年度)が閣議決定されました。この計画では、大きなコンセプトとして、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つを掲げています。
- この「ウェルビーイング」とは、多様な個人が幸せや生きがいを感じ、個人を取り巻く地域・社会が幸せや豊かさを感じられるといった包括的な概念であります。これを向上させるためには、重要な要素である「協働性」、「利他性」、「多様性への理解」、「社会貢献意識」、「自己肯定感」、「自己実現」等を、教育を通じて調和的・一体的に育むこと、また、「学力や学習環境」、「家庭環境」、「地域とのつながり」などの環境整備の施策を講じていくことが重要であるとされています。
- そこで、今回の計画では子どもたちのウェルビーイングの向上を図りつつ、20年後の2043年度においても持続可能な学校を創ることを将来ビジョンに掲げることとしました。
- 前回策定した再編成計画では、「小中一貫教育の推進」、「学校規模の適正化」、「特色ある学校の構築」、「地域に根差すまちづくり」の4つの基本的な考え方に基づき、より良い教育環境を構築することを目指してきましたが、これらの考え方は現在の国の方針と軌を一にするものであります。
- そのため、これまでの計画で示していた考え方を発展的に継承し、「1 系統的で連続性のある小中一貫教育の充実」、「2 行田ならではの特色ある学校」、「3 多様な人間関係を構築できる学習集団の確保」、「4 豊かな学びを支える教育環境の整備」の4つの基本的な考えのもと、学校再編を進めます。



1 系統的で連続性のある小中一貫教育の充実

本市では、平成25年度から小中連携教育※4に関する研究を開始し、平成29年度に小中一貫教育※5の研究へと移行しました。その後、全市的な小中一貫教育の導入に向けて、平成30年度には「行田市小中一貫教育基本方針」を策定し、取組みを推進しているところです。

改正学校教育法※6が施行されて以来6年が経過し、全国的に小中一貫教育の取組みが広がりを見せています。本市では、これまで積み上げてきた実践の成果を生かしつつ、全国各地の特色ある取組みや工夫を参考にした上で小中一貫教育の更なる充実を図り、今日の課題に資する「英語教育」や「ICT教育」など、本市ならではの特色ある教育活動を展開する義務教育学校を全市的に設置することを目指します。

目指す姿

義務教育学校における9年間の系統的な教育により、子どもたちの学習意欲が向上し、豊かな人間性や社会性、郷土愛が身に付いている

小中一貫教育の更なる充実を図るための取組み

□ 目指す子ども像の共有化

9年間の教育を通して、身に付けさせたい力・目指す児童生徒像を保護者、地域、教職員で共有するとともに、小学校教諭、中学校教諭の長所を取り入れ、相互に補い合うなど、小中の垣根を越えて一体的に小中一貫教育に取り組む



□ 教科担任制、教員の相互乗り入れの実施

中1ギャップの要因の一つとして、小学校と中学校の間で指導体制が異なっていることが指摘されている(小学校は学級担任制、中学校は教科担任制)。中学校の学習にスムーズに接続させるため、小学校の時期に段階的に教科担任制を導入すると併せて小学校教諭が中学校の授業に乗り入れし、生徒の課題に対応したきめ細かな指導を行う



□ 通学区域の見直し

1つの小学校から複数の中学校へ分散して進学することとなっている地域については、現行の通学区域を見直し、効果的な小中一貫教育を実践する



□ 9年間の系統性のあるカリキュラムの作成

各教科において、9年間の途切れのない、つながりある指導を行い、小学校から中学校の学習にスムーズに接続できるようなカリキュラムを編成・実践し、児童生徒の学習意欲の向上を図る



□ 発達段階を踏まえた区切りの設定

現行の小学校6年、中学校3年の「区切り」を「5-4制」や「4-3-2制」など、学年段階の区切りを柔軟に設定し、例えば、小学校高学年における定期試験の導入や部活動への参加、小学校・中学校教員による一体となった生徒指導の実施などにより、小学校段階から中学校段階への円滑な移行を図り、教育活動の質を高める

□ 多様な異学年交流の実施

中学生の他者を思いやる心を育むとともに、小学生にとって中学生の存在が自分のロールモデルとなるような異学年交流を実施する。なお、小学校高学年におけるリーダーシップが損なわれないよう、工夫した行事や縦割り活動なども実施する



全市的に義務教育学校を設置

※4 小中学校段階の教員が、互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

※5 小中連携教育のうち、小中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

※6 平成28年4月1日に施行され、小中一貫教育を行う義務教育学校という新しい学校が制度化。また、義務教育学校に準じた形で一貫した教育を行う小中一貫型の小・中学校も制度化された

義務教育学校とは

- 「義務教育学校」は、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校です。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされています。
- 修業年限は9年ですが、転出入する児童生徒への配慮等から、前期6年と後期3年の課程に区分し、基本的には、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領が準用されます。
- 令和5年度時点で、国立、公立、私立を含めて207校が設置されています(5ページ図4参照)。

図10 小中連携、小中一貫、小中一貫教育制度の関係

小中連携教育

小・中学校段階の教職員が互いに情報交換や交流を行うことで小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す教育

小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教職員が、目指す子ども像を共有するとともに9年間を通じた教育課程を編成し系統的な教育を目指す教育

義務教育学校

一人の校長の下に、一つの教職員組織が置かれ、9年間の教育目標の設定と系統性を確保した教育課程を編成し、実施する学校

小中一貫型小学校・中学校

組織上独立した小学校と中学校が一貫した教育を実施し、それぞれに校長、教職員組織を有する学校

併設型 小学校・中学校

(設置者が同じ)
一貫教育にふさわしい運営の仕組みの整備が要件
(例)
・総合調整を行う校長を定める
・学校運営協議会の合同設置
・教職員の併任

連携型 小学校・中学校

(設置者が異なる)
併設型小学校・中学校を参考に運営体制を整備

施設の形態(一体型、隣接型、分離型)は問わない

図11 義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校との比較

学校の形		小中一貫型小学校・中学校	
		中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者	義務教育学校	同一の設置者	
修業年限	義務教育学校	小学校6年、中学校3年	
免許	義務教育学校	原則小学校・中学校の両免許状を併有(当面は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能)	
教育課程	義務教育学校	・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成	
特例 教育課程の	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○
	指導内容の入替え・移行	○	×
標準規模	義務教育学校	18学級以上27学級以下	
通学距離	義務教育学校	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
設置手続き	義務教育学校	小学校は概ね4km以内、中学校は概ね6km以内	
	義務教育学校	市町村の条例	
	義務教育学校	市町村教育委員会の規則等	

義務教育学校設置により期待できる効果と想定される懸案事項 ～文部科学省の小中一貫教育等についての実態調査結果から～

- 14ページの図11で示すとおり、小中一貫教育を実施する学校の形は「義務教育学校」と「小中一貫型小学校・中学校」に分類されます。
- 小中一貫教育による成果は5ページで示していますが、中でも小中一貫教育を一人の校長でマネジメントしている方が多くの成果を認識しています(図12参照)。こうしたことから、本市では小中一貫教育を実施する上で組織が一つであるという大きな特徴を持つ義務教育学校を、全市的に設置することを目指すこととしました。
- ここでは、平成26年度に文部科学省が実施した「小中一貫教育等についての実態調査の結果」を基に義務教育学校設置により期待できる主な効果と、先進事例から抜粋した想定される懸案事項及びその対処方法について一例を紹介します。

義務教育学校のイメージ

組織が一体となった小学校・中学校教諭



長期的な視点で、成長を支援



小学生・中学生

- 小・中学校両方の教員が長期的な視野で子どもたちを支援するような体制を築いた上で、子どもの発達の連続性を理解し、思春期の早期化などによる発達の個人差の広がりに校種を超えて対応できれば、子どもたちはより安心して学校生活を送ることができる。他、教員は興味・関心や認知スタイルが異なる子どもの多様な資質・能力を見出すことが可能となる。
- さらに、組織が1つとなっている義務教育学校であれば、教職員が総戦力化することにより、より小中一貫教育による効果を発揮することが期待できる。

図12 義務教育学校設置により期待できる主な効果

小・中学校の教職員間で協力して指導に当たる意識が高まった

一人の校長が小中学校を兼務 N=131

43% 55%

学校別に校長がおり適宜連携 N=884

16% 65%

中学校への進学に不安を覚える児童が減少した

一人の校長が小中学校を兼務 N=131

45% 51%

学校別に校長がおり適宜連携 N=883

23% 66%

上級生が下級生の手本となろうとする意識が高まった

一人の校長が小中学校を兼務 N=131

43% 53%

学校別に校長がおり適宜連携 N=883

12% 59%

いわゆる「中1ギャップ」が緩和された

一人の校長が小中学校を兼務 N=131

43% 53%

学校別に校長がおり適宜連携 N=884

18% 69%

小・中学校の教職員間で互いの良さを取り入れる意識が高まった

一人の校長が小中学校を兼務 N=131

34% 60%

学校別に校長がおり適宜連携 N=884

17% 71%

■ 大きな成果あり ■ 成果あり

図13 義務教育学校設置により想定される懸案事項及び対処方法(先進事例より抜粋)

想定される懸案事項	対処方法
6年生がリーダーシップを発揮できないのではないか	異学年交流や縦割り活動により、適宜6年生がリーダー役を果たす場面を設定し、課題の解消に努めている
小学6年生の卒業という達成感や中学校入学という新鮮さが薄れるのではないかと	「卒業式」の代替として「前期課程の修了式」や7年生の「立志式」など、節目を設定する例がある
小・中学生では体格差が大きく、一緒に遊んだり活動する際、危険ではないかと	昼休みの遊ぶ場所を分けたり、曜日を指定したりするなど、生活のきまりを工夫している例がある
校長が1人になる反面、児童生徒数が増えるためきめ細やかな対応ができるのか	経験値や男女比などバランスが取れた教員配置が可能となり、きめ細かな指導ができる体制となるので、生徒指導を充実させることができる

2 行田ならではの特色ある学校

子どもたちの資質や能力は、多様な人々と関わり合い、様々な経験を重ねることにより育成されますが、こうした教育活動を展開していくためには、学校の教職員や教育行政の力だけでは限界があり、保護者や地域住民の皆様の支援が必要です。

本市では、地域の自然、歴史、文化、産業、人材等の教育資源を活用した豊かな体験活動や地域の英知に触れる機会を設けることにより、児童生徒の地域への誇りと郷土愛を育成するとともに、地域の魅力を発信する力を養っています。学校再編に当たっては、こうした豊かな教育資源を活用した取組みを充実・発展させつつ、さらには県立進修館高校やものづくり大学などの高等教育機関をはじめとする多様なステークホルダー（協力者）との連携により、地域の皆様に愛され、児童生徒が誇れる学校を創ります。

目指す姿

地域に愛され、支えられた特色ある学校で、児童生徒のアイデンティティが確立し、主体的に自らの地域を考えることができる次代を担う人材が育成されている

特色ある学校づくりに向けたこれまでの具体的な取組み（一例）

ヒト

地域住民等との連携による取組み

学校応援団をはじめとする地域の皆様や関係者に協力をいただき、「農業体験」、「職業体験」、「昔の遊び」、「資源回収」などを実施。様々な人々とのコミュニケーションを通じて、子どもたちの感謝する心を醸成するとともに地域と学校との連携を深めている



モノ

地域に存在する施設・自然を活用した取組み

学区内にある事業所での職業体験や福祉施設における福祉体験の他、地元の自然を感じることを目的とした徒歩遠足等を実施。これらの体験を通じて、高齢者等の社会的に配慮を要する方々の気持ちに寄り添う態度や郷土の自然に対する愛着を育成している



コト

地域の歴史や文化を生かした取組み

足袋に関する学習、郷土博物館での博学連携事業、勾玉・埴輪づくり体験、さらには浮き城まつりでの「だんべ踊り」や時代まつりでの武者行列への参加などを通じて、古代から近代まで受け継がれる本市の歴史や文化を体感し、郷土に誇りを持つ取組みを実施している



魅力ある学校づくりのための取組み

□ 教育課程の特例※7を編成

本市の児童生徒のアイデンティティ（他者や社会から認められている感覚）を確立し、学び舎への感謝と誇りを持つことができるよう教育課程の特例を編成することを目指す
 （例）・小学校低学年からの独自の「英語教育」
 ・まちの歴史や文化等を題材とした「ふるさと学習」
 ・プログラミングをはじめとした「ICT教育」 など

□ 部活動の地域移行

生徒への指導等に意欲を有する地域人材の協力の下で、生徒にとって望ましいスポーツ・文化活動を地域が支えていく体制を整備し、実施可能なものから、休日の部活動の段階的な地域移行を進めていく

□ 学校運営協議会※8の充実

再編成後の新たな学校においても、引き続き、学校運営協議会を設置し、学校運営に関して保護者や地域住民の皆様の参画をいただき、密接な協働関係を築くことにより、地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくりにつなげる

※7 文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2等に基づき指定する学校において、学校又は地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するための特別の教育課程を編成することを認める制度

※8 学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み

学校再編の取組みにより、これまで課題であった複式学級を解消・回避することができましたが、現在も望ましい学級数(小学校12学級以上、中学校9学級以上)を維持することができていない学校が半数以上存在しています。学級数や児童生徒数が少なくなることによって生じる教育活動上の課題を解消するため、各校の児童生徒数、その将来推計及び地域間の関係性等を考慮し、中長期的な視点で学校規模の適正化及び学校の適正配置を進めていきます。

目指す姿

一定規模の児童生徒の集団が確保され、経験、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員が配置されることにより、子どもたちが切磋琢磨しながら成長している

適正規模・適正配置の基本的な考え方

学校の適正規模、適正配置の基本的な考え方は以下のとおりです。

なお、学校再編に伴う児童生徒の精神的負担を軽減する取組みを実施する他、通学時における安全性の確保など、あらゆる点に配慮しながら進めていきます。

適正規模

- 様々な人間関係を築くことにより、多様な価値観に触れ、学習意欲が芽生えることが期待できることから、全学年でクラス替えが可能となる規模とする
- 中学校では、部活動を中心とした課外活動で得られる達成感や社会性は人格形成にとって重要となることから、生徒の希望に応じた多様な活動が可能となる規模とする
- 教員相互の研修や校務分掌の適正化を図るために、学年ごと、教科ごとに複数の教員の配置が可能となる規模とする

適正配置

- 児童生徒の通学にかかる負担面や安全面などに配慮し、国で定めた通学距離※9の基準「小学生は概ね4km以内、中学生は概ね6km以内」を遵守する
- 小中一貫教育を推進する観点から、各中学校区による組み合わせを基本とし、それぞれの地域間の関係性、歴史的・地理的要件等を考慮した上で配置する
- 学校再編により基準となる通学距離を超える場合は、スクールバスを活用するが、利用可能者の目安は、今後の協議の中で検討していく

〈再編に向けて配慮すべき事項〉

保護者・地域・学校関係者の皆様との合意形成

児童生徒の教育環境をより良くするためには、スピード感を持って取り組むとともに、保護者や地域住民、さらには教職員の皆様に対して丁寧な説明を行った上で合意形成を図り、一体感を醸成していく

児童生徒への配慮

再編による不安の軽減に努め、新たな交友関係を構築できるよう、再編準備期間中に学校間の事前交流等を積極的に実施する

通学時の安全性確保

再編に伴い通学距離が長くなる場合は、保護者や地域の皆様等との協議を行い、通学路の安全確保を図る

未就学児童やその保護者への配慮

将来、通学する学校の位置などを考慮した上で、住居を構える子育て世帯が少なからずいることから、未就学児童の保護者にも積極的に進捗状況を周知していく

※9 自宅から学校までの片道の距離

4 豊かな学びを支える教育環境の整備

本市では、小中学校における学習環境の向上を図るため、「教室へのエアコン設置」や「トイレのきれい化」など、学校施設を整備し、子どもたちが健康的かつ快適に学習に向き合える環境を形成してきました。これに加え、GIGAスクール構想に基づき、児童生徒に対して1人1台タブレット端末を配備した他、校内ネットワークの充実を図るなどICT環境を整備することにより、個別最適な学びと協働的な学びが一体的に展開できる学習空間を整備してきました。

学校再編に当たっては、新しい時代の学びに対応し、多様な教育方法や自由な学習活動を展開できるよう、学校施設を魅力あるものに整備していきます。

目指す姿

子どもたちが「明日また行きたい」、保護者や地域住民が「通わせたい」と心から期待してもらえるような魅力的な学び舎に変容を遂げている

教育環境の整備を行う上での基本的な考え方

学校は、子どもたちの「学びの場」であるとともに、1日の大半を過ごす「生活の場」でもあります。また、教師が子どもたちに対して効果的な教育活動を行う「働く場」でもあり、地域住民等にとっては地域コミュニティ形成の核となる他、災害時の避難所としての役割も担っています。こうした多様な側面をもつ学校の特性を踏まえて、「安全」、「学び」、「生活」、「共創」の視点で施設整備を計画的に行います。

なお、施設整備に当たっては、市長部局と密に連携を図りつつ、保護者や地域住民の皆様、学校関係者、学識経験者等と施設づくりの目標を共有し、合意形成を図りながら進めていきます。

□ 安全・安心な教育環境を実現する

安全・安心な教育環境を確保することが大前提であり、再編後も引き続き活用する学校は、優先的に不具合を直し、建物の機能や性能を引き上げる「長寿命化改修※10」を行う

また、学校を長期間有効に使用するために、計画的に点検・修繕等を行い、不具合を未然に防ぐ「予防保全」型の管理を行っていく



□ 快適で温かみのあるリビング空間を実現する

子どもたちが落ち着いて過ごし、学校への愛着・誇り・感謝の気持ちを育むことができる生活空間を創意工夫により整備する

また、バリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、特別な配慮を要する児童生徒が安心して過ごすことができる環境に整備する



□ 柔軟で創造的な学習に対応できる教育空間を実現する

ICTの活用により、個別最適な学びや協働的な学びを展開する中で、多様な学習活動に対応できるよう施設整備を行う

また、小中一貫教育を推進する中で、学年段階の区切りに対応した空間を構成するとともに異学年交流スペースを確保する他、小中学校の教員が協力し、パフォーマンスを最大化できる執務空間を整備する

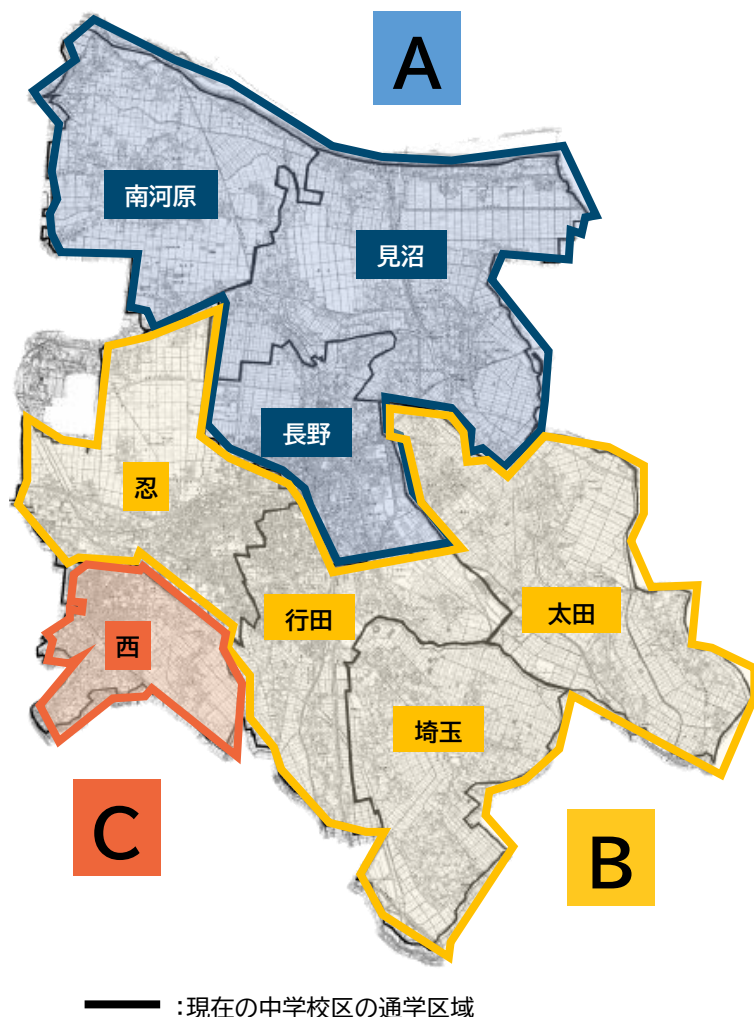


□ 学校と地域や社会が連携・協働できる共創空間を実現する

学校と地域がパートナーとして相互に連携・協働し、子どもたちに対して創造的な活動を企画・立案・実行できる地域連携協働スペースを生み出していく。その際、児童生徒の動線と地域住民等の動線を整理し、両者の出入りのしやすさや防犯の視点をもって適切な箇所に配置する



※10 物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げる改修方法



本市が目指す将来的な学校数及び通学区域

第3章で示した「学校再編を行う上での基本方針」を踏まえ、以下の考え方に基づき小中学校の再編を進めると、複数の案がある中で左図(案)が望ましい通学区域であると考えられます。



01 新たな学校は義務教育学校とする

義務教育9年間の学びと育ちをつなぐ小中一貫教育を推進していく上で、最も効果が期待できる義務教育学校を全市的に設置する。これにより、一人の校長のもと、小中学校の教職員が一体となった「チーム学校」というべき組織で9年間を通じた教育課程に基づき、区切りのない連続した教育を実現していく



02 新たな学校の規模は、1学年3学級以上とする

児童生徒が、より多くの仲間と触れ合えるよう全ての学年でクラス替えができる規模が必要である

また、長い年月を経ても単学級にならない人数と規模を確保できるよう、開校時の規模を1学年3学級以上とする



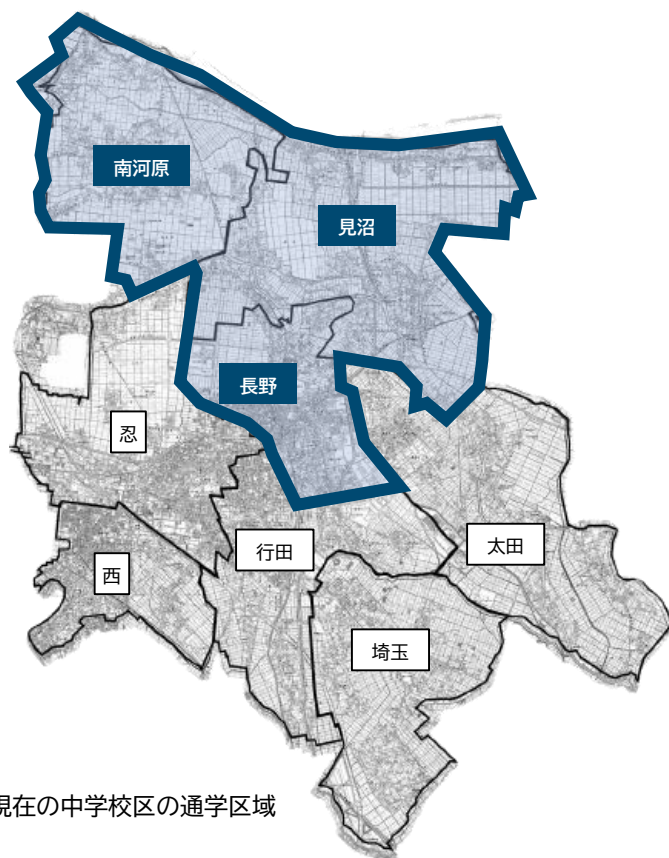
03 新たな学校の通学区域は、現在の中学校区単位をベースとして定める

これまでの小中一貫教育の取組みを生かしつつ、地理的要因や各地域同士の歴史的なつながり、さらにはそれぞれの地域が持つ特性を考慮しながら、現在の中学校区をベースとして、新たな学校の通学区域を定めていくこととする

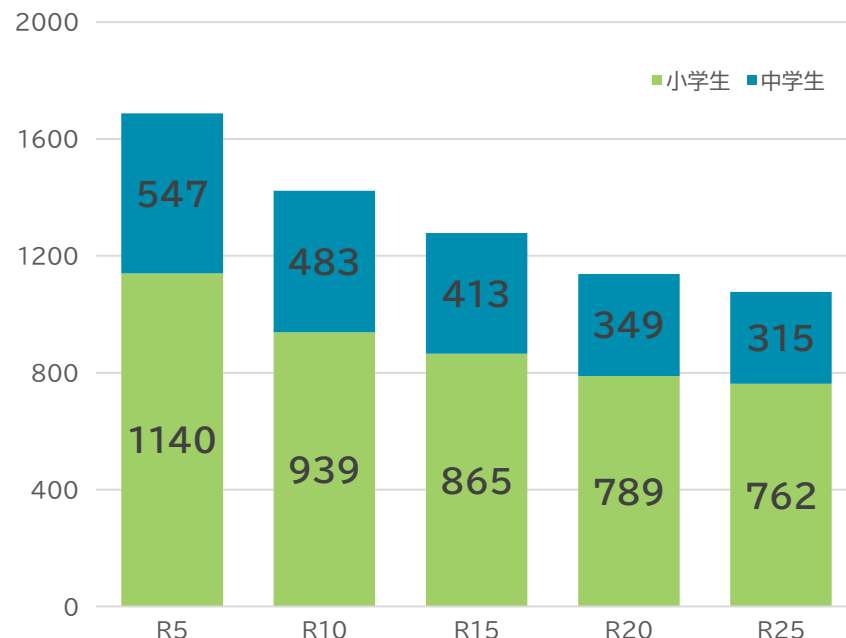
なお、新たな学校を設置する位置により、中学校区内の一部の区域を変更する場合がある。その際は対象となる児童生徒の保護者や地域住民の皆様から意見を伺い、必要な調整をして決定する

市内を3つの区域に分け、それぞれの区域に1校ずつ義務教育学校を設置する

再編対象校



再編後の児童生徒数、学級数、県費教職員数の推計（５年ごと）

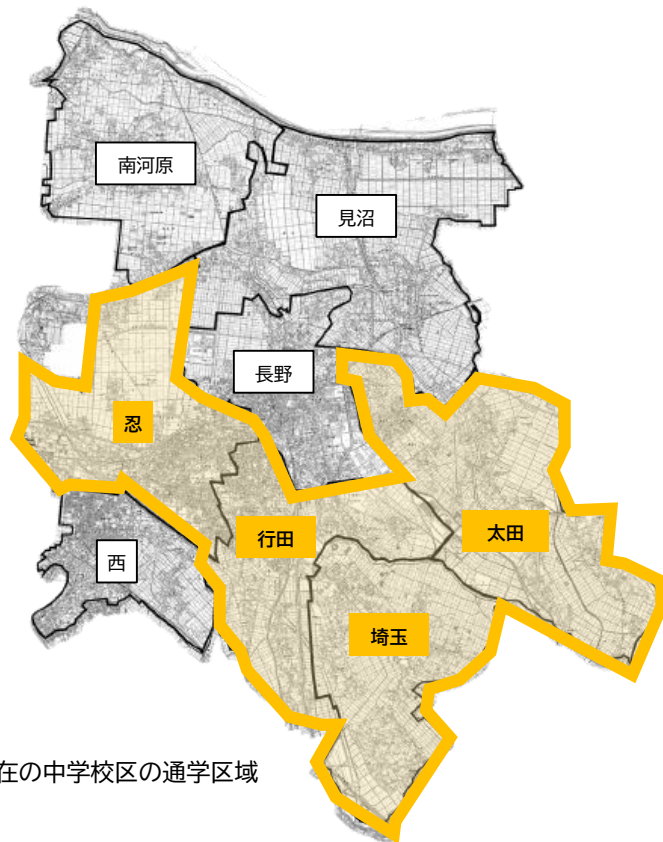


後期	16学級	13学級	11学級	9学級	9学級
前期	35学級	29学級	28学級	25学級	25学級
合計	51学級	41学級	39学級	34学級	34学級
校長	1	1	1	1	1
教頭	2	2	2	2	2
教員	52	48	43	43	43
養護教員	3	3	2	2	2
事務職員	3	3	2	2	2

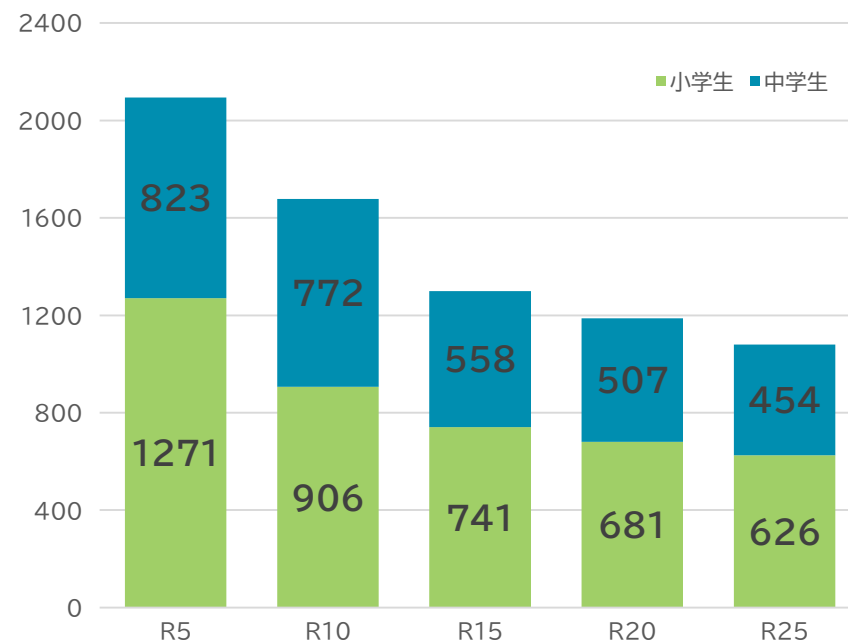
- 前期は小学生、後期は中学生として捉える
- 小学生は1学級35人、中学生は1学級40人で算出（特別支援学級は含めない）
- 各年度の教職員数は、義務教育学校を設置することを想定した上で現時点における埼玉県市町村立小・中学校教職員配当基準表をもとに整理し、県費教職員のみ記載しているが、今後、基準変更により配置人数が実態と一致しない場合がある

— :現在の中学校区の通学区域

再編対象校



再編後の児童生徒数、学級数、県費教職員数の推計（５年ごと）



	R5	R10	R15	R20	R25
後期	22学級	21学級	16学級	15学級	12学級
前期	38学級	28学級	24学級	24学級	20学級
合計	60学級	49学級	40学級	39学級	32学級
校長	1	1	1	1	1
教頭	2	2	2	2	2
教員	63	51	49	49	40
養護教員	3	2	2	2	2
事務職員	4	2	2	2	2

- 前期は小学生、後期は中学生として捉える
- 小学生は1学級35人、中学生は1学級40人で算出（特別支援学級は含めない）
- 各年度の教職員数は、義務教育学校を設置することを想定した上で現時点における埼玉県市町村立小・中学校教職員配当基準表をもとに整理し、県費教職員のみ記載しているが、今後、基準変更により配置人数が実態と一致しない場合がある

— :現在の中学校区の通学区域

再編対象校



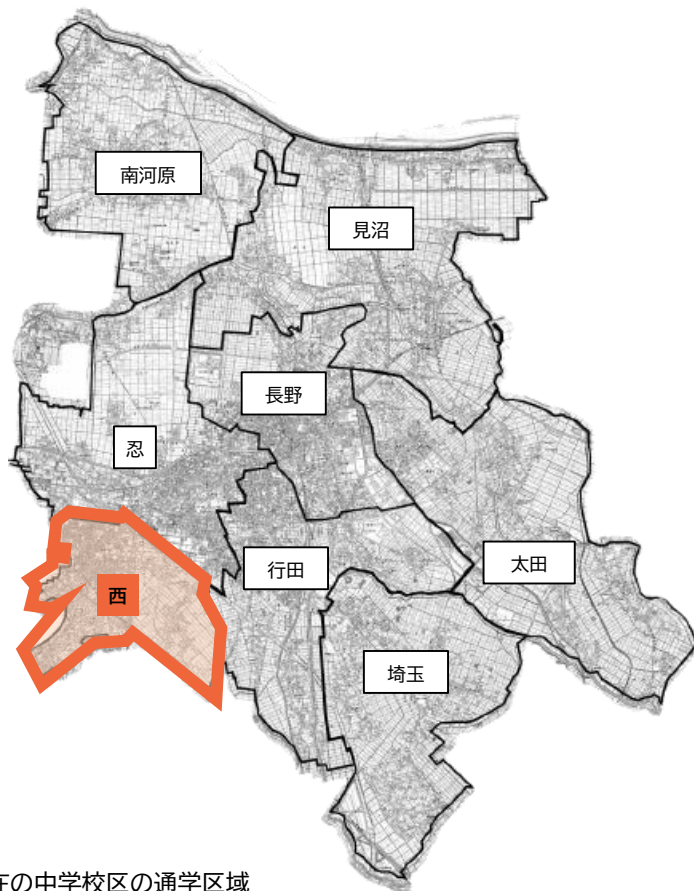
西中



西小

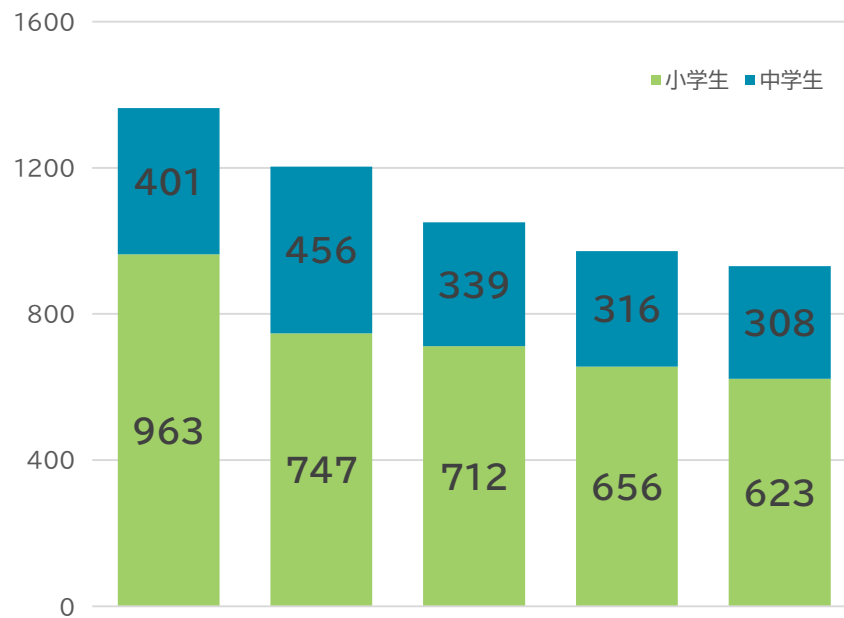


泉小



— :現在の中学校区の通学区域

再編後の児童生徒数、学級数、県費教職員数の推計（5年ごと）



	R5	R10	R15	R20	R25
後期	12学級	13学級	10学級	9学級	9学級
前期	30学級	25学級	24学級	24学級	19学級
合計	42学級	38学級	34学級	33学級	28学級
校長	1	1	1	1	1
教頭	2	2	2	2	2
教員	48	43	42	42	36
養護教員	2	2	2	2	2
事務職員	2	2	2	2	2

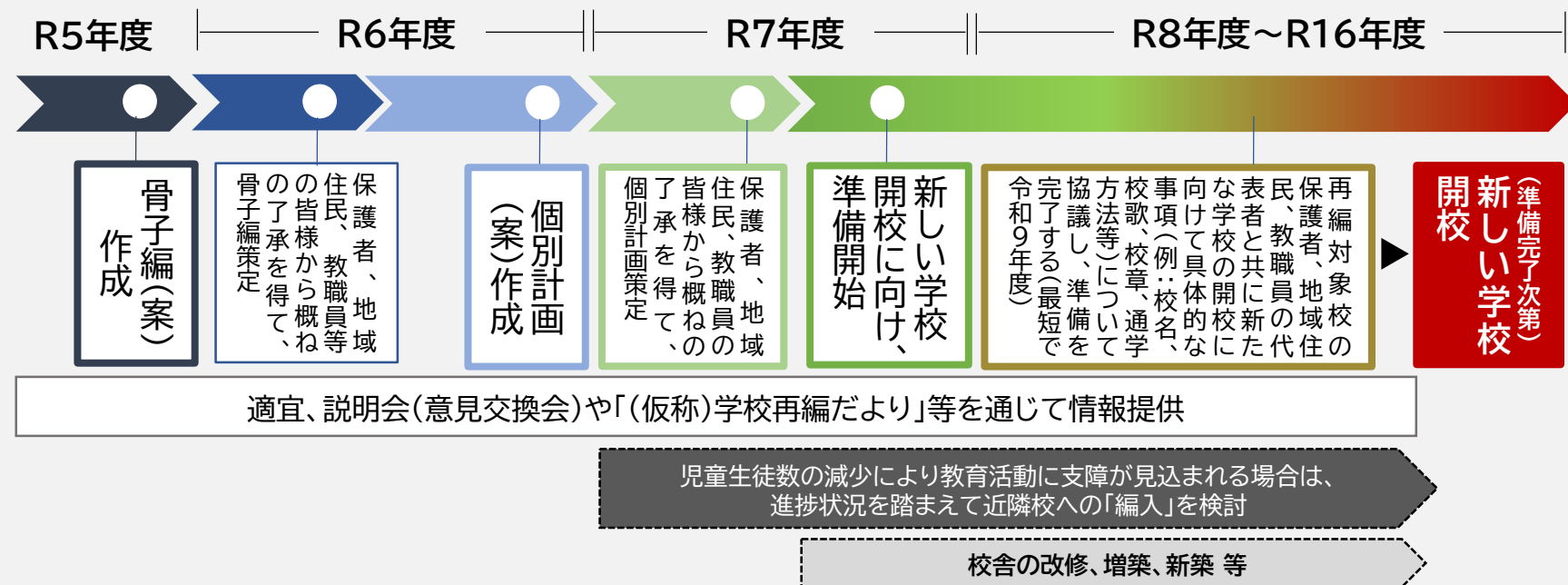
- 前期は小学生、後期は中学生として捉える
- 小学生は1学級35人、中学生は1学級40人で算出（特別支援学級は含めない）
- 各年度の教職員数は、義務教育学校を設置することを想定した上で現時点における埼玉県市町村立小・中学校教職員配当基準表をもとに整理し、県費教職員のみ記載しているが、今後、基準変更により配置人数が実態と一致しない場合がある

第5章 今後の進め方

1 新しい学校を開校するまでのロードマップ

- 第1章で新校開校までのおおまかなスケジュールを示しましたが、手順としては下のイメージ図のとおりです。
- 全市的に施設一体型の義務教育学校を設置することを目指して、令和6年度中に「再編後の学校の位置」、「使用する学校(既存か新設か)」、「新たな学校開設までの具体的なスケジュール」等について定めた個別具体的な再編計画(案)を作成し、令和7年度中に策定する予定です。その後、令和7年度から新校開校に向けた準備期間(最短で2年間)に入り、準備が整い次第開校するため、各ブロックで開校する時期が前後する場合があります。
- 新しい学校の開校に当たり、使用する校舎を新設する場合は、用地取得や土地の造成、施設の設計など、様々なプロセスを踏む必要があり、建設に至るまで長い期間を要することが予想されます。また、既存の校舎を使用する場合も、増築や改修を行う可能性があり、新設と同様、一定程度期間を要します。
- その間、学校の児童生徒数が著しく減少することにより、教育活動に支障が生じることが見込まれる場合は、再編に係る取組みの進捗状況を見つつ、保護者や地域住民の皆様から意見を聞いた上で近隣の学校への「編入」も検討することとします。

新校開校までの手順(イメージ)



2 準備期間における推進体制

- 本市では、これまで学校再編の取組みにより、忍小、見沼小、太田小の3校を新たな学校として開校しました。
- 新たな学校の開校の際は、その前段階として校名、校歌、校章、通学方法、PTA活動等について検討する必要がありますが、本市では、再編成準備委員会及び各専門部会を設置し、保護者、地域住民、教職員の代表者の皆様と共に議論を重ねた上で開校に向けた準備を進めてきた経験があります。
- こうした貴重な経験を生かすことは、再編を進める上で非常に有効であると考えます。そのため、今後新しい学校の開校に向けて取り組む際は、保護者、地域住民、教職員の代表者で構成する組織を立ち上げ、共に知恵を出し合いながら魅力ある学校を創っていくこととします。

新校開校に向けた推進体制(イメージ)

保護者、地域住民、教職員等の皆様に参画いただきながら、新校開校に向けた準備を進めていく

再編準備委員会

各専門部会の協議事項を決定する

協議経過・結果を報告

各種専門部会

新校開校に向けて、具体的な事項(校名、校歌、校章、スクールバス、PTA活動、体操着等)について協議する

